

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 買い取ってもらった廃プラが不法投棄？



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は廃プラスチック類の破碎の許可を有しており、主に建設系の廃プラスチック類を取り扱っており、汚れの少ないものはRPFの燃料用に、汚れの酷い物は焼却処分とそれぞれ産業廃棄物として処理料金を支払い処理を委託しております。

半年ほど前に、A貿易のBさんが来所し、C県まで運んでくれれば10円/Kgで購入すると持ち掛けられ、比較的汚れの少ないものを7回に分けて運び料金を受け取りました。最後に運んだ運転手から、最初に運んだものがそのままになっていると報告を受けておりました。C県の環境事務所の担当者から連絡があり、廃プラの不法投棄（180日ルールと言って、180日そのまま保管している場合は不法投棄（不適正保管）とみなす）と指摘され、委託契約どおり処理していないので、許可を取り消されるぞと言われ顛末書の提出を求められました。

当社としては、C県まで運べば買い取ってくれるので、処分するよりは運搬費のほうが安かったのですが、安易に飛びついてしまい後悔しておりますが、どう対応したら良いのでしょうか。

(協会)

売却した廃プラの処分の契約はどのようになっていますか。貴社のほうで分別し売却できるものは売却するなど、貴社が処分先を選べるようになっていれば問題ないと思います。また、A貿易に売却した契約書はありますか。

(相談者)

廃プラスチック類の処分の契約書では、RPFの燃料にする場合と焼却処分する場合しか記載されておりません。これまではすべてこのどちらかに2次マニフェストを切って処分を委託しておりました。また、A貿易に買い取ってもらうときの契約は口頭です。当社はC県の許可はないのですが、許可は本当に取り消されるのでしょうか。

(協会)

買い取ってもらった廃プラの処分については排出事業者との契約上貴社に裁量はないようなので、それを売却したことについては問題があると思いますが、貴社が不法投棄したわけではなく、買い取ったA貿易が不適正（180日以上放置）に保管しているわけですから、このことの顛末をきちんと記載して、提出すると良いと思います。また、貴社がC県の許可を有していないのであれば、今回のケースを栃木県に連絡し取り消しを要請し、栃木県が取り消すに値するか判断することになります。今回のケースでは、現時点で貴社に廃プラ廃プラスチック類の所有権はないのですから、現時点では様子を見るしかないと思います。

(相談者)

C県の担当者から、現在、この廃プラスチック類の所有権は、A貿易が別のD社に売却しており、現在新たな所有者に対してきちんと管理するよう指導しているが、指導に従わないと聞いております。当社としては引き取ることもやぶさかではないのですが、いかがでしょうか。

(協会)

まずは、C県がD社に対して撤去を指導するものと思われます。廃プラスチック類の所有権は貴社になくC県から撤去の要請があっても、D社の意思を確認し対応したほうが良いと思います。C県がD社に対して指導する経過を静観し、こちらから積極的にC県に働き掛ける必要はないと思います。